



環境第1929号
令和2年10月1日

大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 濱 隆 様

佐賀県知事 山口 祥義



(仮称) DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
について (通知)

このことについて、環境影響評価法第3条の7第1項及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第14条第3項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

【県民環境部環境課】

(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 事業実施想定区域は、脊振北山県立自然公園に指定された地域を含む山林を開発するものであり、自然環境への影響が懸念される。
本事業計画の更なる検討の結果、重大な環境影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の出力及び基数の削減、対象事業実施区域等の事業計画の見直しを行うこと。
また、これらについて検討する過程における環境影響の予測は、可能な限り定量的に行うものとし、その経緯及び内容については、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。
- (2) 本事業計画において、搬出入経路は、今後の検討結果により変更の可能性があるとされていることから、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、改変が想定される全ての経路について、環境影響の程度を適切に整理し、比較検討を行い、その経緯及び内容を方法書に記載すること。
- (3) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、周辺住民、地元関係者、自然保護団体等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るように努めること。
- (4) 方法書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載するなど、住民等の関係者にとって丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的事項

【騒音及び超低周波音】

- (1) 事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外を除く。)の周囲には住宅等が存在しており、設置工事や施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響が懸念されるため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、住宅等から可能な限り離隔すること、低騒音型の機種を選定することなどにより、騒音及び超低周波音による影響を可能な限り回避、低減すること。
- (2) 方法書以降における騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月環境省)」、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月環境省)」のほか、国内外の最新の知見を踏まえ、適切に行うこと。

【風車の影】

- (1) 事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外を除く。）の周囲には住宅等が存在しており、施設の稼働に伴う風車の影による影響が懸念されるため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、風車の影による影響を可能な限り回避、低減すること。

【土壌・水環境・生態系】

- (1) 事業実施想定区域は、山地災害の防止等を目的とした森林で保安林に指定されている区域が含まれていることから、土地の改変による影響が懸念される。

このため、当該地域における風力発電機等の配置等の検討に当たっては、専門家等から知見を得ることなどにより、土砂や濁水による動植物の生息・生育環境や河川等の自然環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うとともに、工事の実施に伴う土地の改変や樹木の伐採を最小限に抑えることなどにより、生物多様性及び自然環境への影響を可能な限り回避又は低減すること。

【動物】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では、既存文献の調査結果からハチクマ等の渡り経路が確認されていることなどから、本事業の実施により、鳥類への重大な影響が懸念されるため、さらに専門家等から知見を得ることなどにより、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。

【景観】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、脊振北山県立自然公園が存在しているほか、鏡山や魚見台公園等の展望施設が存在していることから、事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念され、地域の魅力が損なわれるおそれがある。このため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、公園管理者、地域住民、関係地方公共団体等の意見を十分に勘案し、予測及び評価を行うこと。

また、唐津市全域は景観計画区域に定められているため、「唐津市景観計画」との整合性について十分に考慮すること。

- (2) 調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ等の作成のみならず、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視覚も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への重大な影響を回避又は低減すること。

- (3) 事業実施想定区域周辺に位置する浮嶽についても、登山等により不特定かつ多数の利用が見込まれることから、主要な眺望点以外の地点についても、調査、予測及び評価の対象に含めることを検討すること。また、脊振北山県立自然公園の公園計画上の利用施設計画を確認の上、展望地となり得る施設について、抽出を検討すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 事業実施想定区域周辺の浮嶽についても、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境について、地元関係者や地域住民等から情報収集を行い、必要に応じて調査地点を追加するとともに、適切に調査、予測及び評価すること。